

農業委員会が定める下限面積（別段の面積）

下限面積（別段の面積）とは

農地を売買・贈与したり、貸し借りする場合には、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。その許可基準のひとつに、許可後の耕作面積が50アール以上になること（北海道は除く）という規定があり、平成21年の農地法改正により、農業委員会は毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議（農林水産省令で定める基準に従い）することとなっております。

平内町農業委員会では、令和3年第2回総会において審議した結果、農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積（別段の面積）を以下のとおり決めました。

1. 下限面積（別段の面積）の設定

設定区域	設定面積
町内全域の農業振興地域内の農用地	50アール
町内全域の農業振興地域内の農用地外	10アール

〔農地法施行規則第17条第2項の適用〕

2. 設定の理由

農業従事者の高齢化や農業経営体の不足により、耕作放棄地が増加していることから、下限面積要件の弾力的な運用により、新規就農を促進し、農地の保全及び有効利用を図るため。